

令和3年度企業訪問アドバイス事業および仕事説明会開催業務仕様書

1 業務名

企業訪問アドバイス事業および仕事説明会開催業務

2 趣旨

今後の生産年齢人口の減少による労働力不足が見込まれること等から、支援員が企業を訪問し、高齢者の活躍事例の紹介等を通して、高齢者雇用に対する意識啓発を行う。さらに高齢者の働きやすい職場環境の整備や就業規則等の雇用管理について具体的なアドバイスを実施する。

また、高齢者の採用に関心がある事業所と高齢者の求職者をマッチングする場として、仕事説明会を開催する。

3 業務機関

令和3年（2021年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日

4 業務内容

（1）企業訪問アドバイス事業

県内企業を訪問し、高齢者雇用に対する意識啓発や高齢者が働きやすい職場環境の整備等に関するアドバイスを行う。

○企業・事業所への支援

- ・滋賀県生涯現役促進地域連携協議会（以下、協議会という）が実施した雇用ニーズ調査等で把握した事業所や、高齢者雇用に関心のある福祉・介護、小売業、製造業を中心とした県内企業・事業主を直接訪問し、高齢者の積極的な雇用を促す。
- ・高齢者雇用のメリットについて理解を促すとともに高齢者に向けた業務の仕分け、雇用後の働きやすい職場環境の整備や就業規則等の雇用管理について具体的なアドバイスを実施し相談に応じる。
- ・企業・事業主の希望に応じた高齢者雇用に関する各種情報を提供する。
- ・企業・事業主の希望に沿えるよう、必要があれば各機関への橋渡しを実施。
- ・協議会が設置・運営する個別相談窓口と連携して就労や雇用ニーズ等情報の共有を図る。
- ・訪問し支援した内容を記録すること。（以下、「訪問記録」という。任意の様式で構わないが、「企業情報」、「求人状況」、「高齢者雇用状況とニーズ」、「高齢者の活躍好事例等」、「高齢者雇用の相談内容とアドバイス内容」、「協議会が運営する事業との連携（個別相談窓口、仕事説明会等）」、「その他機関との連携」、「情報提供ニーズ」を記録すること。）
- ・契約期間内において目標とする訪問事業者数は100社以上とする。
- ・企業が高齢者雇用を進めるにあたり参考となるマニュアルを作成する。（業務の切り出し方や就業規則の改定ポイント等）

○仕事説明会への出展支援

年5回開催する仕事説明会の出展企業の開拓や出展における企業支援

○生涯現役活躍に係る促進啓発業務

訪問企業・事業所には、協議会の広報啓発ツールであるガイドブックを用いて生涯現役で活躍できる社会について理解を促すこと。

○利用者拡大に係る広報業務

- ・企業訪問アドバイス事業の利用企業・事業所拡大のための広報を行うこと。
- ・企業訪問アドバイス事業のチラシを作成し、高年齢者雇用に関心のある県内企業・事業所をはじめ、協議会構成機関・団体が主催する事業等でのチラシ配布、協議会構成機関・団体の各事業所へのチラシ等による周知、およびハローワークへのチラシ設置等の広報業務を行う。

○その他業務

- ・上記の業務のほか、訪問先の企業・事業主への対応など、当該業務実施にあたり必要な業務を行うこと。

(2) 仕事説明会の開催

求職者と企業等のマッチング機会を創出するため、重点業種を中心に、県内各地域において仕事説明会を開催する。

仕事説明会の開催にあたっては、高年齢者が希望する求人の開拓、仕事説明会参加企業の開拓が重要であるため、企業訪問アドバイス事業と一体的実施を行うことで、高年齢者の就業促進を図る。

○参加事業所

- ・県内に就労場所をもち、高年齢者の採用に積極的な企業・事業所

○開催回数・開催場所

- ・年5回開催するとして、それぞれ別の地域（大津・湖南地域、甲賀地域、東近江地域、湖東地域、湖北地域、湖西地域）で開催すること。
- ・5回開催のうち、2回は大津・湖南地域や湖東地域等、多くの参加者が見込まれる地域で開催することとし、参加事業所を15社程度とすること。その他3回の参加事業所は10社程度とすること。
- ・駅からのアクセスがいい場所など、高年齢者でも参加しやすい場所で開催とすること。
- ・以下の要件を踏まえた大きさの会場とすること
 - ✓ 参加事業所の個々のブース設置が可能であること。また参加事業所が使用（パソコン使用程度）する電源の確保ができること。
 - ✓ 受付スペース、参加事業所ブース、資料コーナー、個別相談コーナーを設置でき、来場者の動線が十分確保できること。
- ・受託者が会場（仕事説明会開催に要する機材、備品および物品等を含む。）を手配し、本業務で負担すること。

○運営業務

- ・各仕事説明会の運営を行うこと。

- ・進行や受付など必要な人員を配置すること。配置する人員の中には、参加者を参加企業のブースに誘導する人を必ず1名以上配置すること。
- ・参加者の事業所ブースへの訪問を促すため、参加事業所・求人への関心が高まる工夫をすること。(事業所のPRコーナーの設置、PRリーフレットの作成等)
- ・仕事説明会の内容は、雇用保険受給者求職活動の実績となるように工夫するとともに、参加者が求めれば、証拠となる参加証や参加証明書を発行すること。また証明書を発行した場合は、発行履歴(いつ、誰に対して発行したのかが分かる書類)を整理しておくこと。
- ・会場内に、シニア層が就労や地域活動を行うにあたっての相談ができるブース(個別相談ブース)等を設置すること。個別相談ブースについては、別途協議会が契約している「しがアクティブシニア相談窓口(草津駅前・近江八幡)」の相談員を予定しているため、当該相談窓口の受託者および相談員と調整等を行うこと。
- ・各説明会において、参加者に対するアンケート調査を実施すること。アンケート内容については、あらかじめ提案し、協議会の承諾を得ること。またアンケート結果を集計・分析し、協議会に報告すること。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策を講じて、開催すること。

○広報・周知

- ・仕事説明会の広報・周知を図るため、PRリーフレット等を作成し、配架・掲出すること。また、リーフレット等の配布計画を作成すること。作成したリーフレット等(電子媒体含む)については、別途1部を協議会宛て納品すること。
- ・その他、地域の情報誌等の媒体を活用する等、必要な広報を提案し、実施すること。

○その他

- ・参加者に対して、一定期間後の就職状況等について、確認を行うこと。
- ・協議会が企画している「生涯現役セミナー」「ボランティア体験会」等のイベントと併せて実施することがより効果的かつ効率的であると見込まれる場合は、合同実施を妨げない。ただし、その場合は、他のイベントと本業務とのすみ分けを明確にして計画・実施し、経費においても峻別して管理すること。
- ・その他、仕事説明会開催に付随する業務を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じた上で実施することとし、開催の可否や中止・延期については、協議会と協議の上、柔軟に対応すること。
- ・仕事説明会の企画・運営にあたっては、協議会と協議の上、実施するものとし、それに踏まえ計画的に実施すること。

5 実施報告

(1) 企業訪問アドバイス事業

- ・毎月1回、訪問支援についての実績報告を行うとともに、訪問記録を提出すること。
- ・事業終了にあたっては、実施した事業内容を示した報告書を作成し、提出すること。当該報告書については、訪問した企業や支援内容の傾向などの状況も分析して報告するとともに、高年齢者の採用者数(採用件数)などの実施効果(定量的効果、定性的効果)も含めたものとする。

- ・企業が高齢者雇用を進めるにあたり参考となるようなマニュアル等を提出すること。
(業務の切り出し方や就業規則の改定ポイント等を示したもの)

(2) 仕事説明会の開催

- ・各説明会終了後、速やかに結果概要を報告すること。説明会の開催結果を踏まえ、課題・問題点等があった場合は、次回の説明会に向けて、その改善策・代替方法等を提案すること。
- ・すべての説明会が完了後、事業の実施結果として、以下の内容をまとめた報告書を作成し、提出すること。
 - ✓ 説明会の開催日、開催場所、
 - ✓ 参加企業一覧（各企業への参加訪問者数を含む。）
 - ✓ 参加者数（年齢層や住まいの地域等を含む。）
 - ✓ 課題・問題点
 - ✓ 参加者の就業状況等

6 実施体制、要件

- ・企業訪問アドバイス事業および仕事説明会開催業務を円滑に実施するため、あらかじめ事業計画書および実施体制票を提出し、協議会の承認を得ること。
- ・事業計画書には企業への訪問時期、仕事説明会の開催時期、開催場所（開催地域）、などをまとめた案を提出するものとする。また実施体制票には、事業責任者、支援員、協議会と連絡調整を行う者など業務に関わる者を記載すること。ただし、協議会と連絡調整を行う者は、専任でなくても良い。また、再委託する場合には、再委託先も体制票に加えるとともに、あらかじめ承認を得ること。
- ・企業訪問アドバイス事業について、「4（1）企業訪問アドバイス事業」に記載する業務を行う支援員を1名配置する。
- ・支援員は、社会保険労務士、中小企業診断士、国家資格キャリアコンサルタントのいずれかの有資格者とする。
- ・事業責任者、支援員、連絡調整を行う者は、関係機関の職員と十分はコミュニケーション、協力・信頼関係を築くことができ、円滑かつ効率的な業務遂行が可能な者とする。また、配置員全員が連携して業務を行うこと。

7 遂行方法

- ・本事業の円滑な実施を確保するため、協議会と定期的に打ち合わせを行うこと。
- ・業務の遅延や問題等が発生した場合、協議会に速やかに報告し、対応を協議すること。

8 事業目標

- (1) 企業訪問アドバイス事業
訪問事業者数 100 社以上
- (2) 仕事説明会の開催
延べ参加者数 90 名以上

9 その他

協議会が、委託業務に従事する支援員が、「6 実施体制、要件」に定める要件に該当しないと認めるとき、あるいは業務の遂行に支障をきたす恐れがあり、本件委託業務に従事することが適当でないと認めるときは、受託者に対し支援員の交代を要求することとする。この場合、受託者は要求に応じ、上記要件に該当する他の支援員に従事されることとする。